

地域づくり推進員（会計年度任用職員・フルタイム）募集要項

1 募集区分・募集人数

- (1) 募集区分 地域づくり推進員（会計年度任用職員・フルタイム）
- (2) 募集人数 8人

2 勤務場所

市内地区会館（7か所のいずれか）守山、吉身、小津、玉津、河西、速野、中洲
転勤の可能性：あり（市内地区会館）

3 業務内容

- (1) 学区におけるまちづくり活動（子育て、青少年、福祉）に関する支援業務
- (2) 地区公民館の社会教育事業に関する業務
- (3) 地区会館、公民館の庶務業務
- (4) そのほか所属長の指示する業務

変更範囲：変更なし

4 資格要件

- (1) 年齢 問いません
- (2) 資格 パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人
地域でのまちづくりや福祉の活動経験を有する人
普通自動車運転免許を有する人（A T車限定可）

5 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年）
(任用期間内の勤務成績が良好である場合は4回に限り、再度任用の可能性あり)
- (2) 勤務日数・時間 常勤 午前8時30分～午後5時15分
(ただし、会館事業により時間外勤務、時差出勤あり)
- (3) 給料・手当 月額 208,208円（地域手当含む）※1年目の給料額
※経験年数に応じて給料等が加算される場合があります。
賞与（期末手当+勤勉手当）
1年目：3.0225月分 2年目以降：4.65月分（予定）
※採用日および人事評価等によって支給月数は変動します。
※給料等は、今後の制度改革に伴い変更となる可能性があります。
通勤手当

- (4) 休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始
(ただし、会館事業により休日出勤あり)
年次有給休暇、夏季休暇、忌引き ほか
- (5) 健康保険等 • 滋賀県市町村職員共済組合
• 厚生年金（フルタイム勤務が継続して12ヶ月を超える場合は滋賀県市町村職員共済組合の長期給付制度へ移行）
• 雇用保険（フルタイム勤務が継続して12ヶ月を超えるまでは加入）

(6) マイカー通勤 可（ただし、勤務場所によっては不可。駐車料金は不要）

(7) 退職等 ①任用期間が満了した場合

- ②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。
- 勤務実績が良くない場合
 - 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
 - 会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合
 - 制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月（毎年度。正式採用しない場合、解雇预告の対象）

7 服務 地方公務員法が適用されます（業務上知り得たことについての守秘義務等）

8 試験日程等

(1) 試験 作文・面接試験

(2) 日時・場所

令和8年2月10日（火）午前8時45分～（受付：午前8時30分～）

守山市役所3階31・32会議室

(3) 試験当日に履歴書（写真貼付）、普通自動車運転免許証の写しを持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

- 市民協働課へ電話または直接申し込み
- 公共職業安定所に申し込み。（交付された紹介状を試験日当日に持参）

申込期限 令和8年2月9日（月）執務時間中（土・日曜日、祝日除く）

10 問い合わせ

市民協働課 電話 077-582-1148 FAX077-582-0539

メール shiminkyoudou@city.moriyama.lg.jp